

平成 27 年 10 月 27 日

練馬区特別支援教育推進委員会（第 1 回） 会議要録

委員発言

（資料 3「練馬区立小中学校（特別支援学級）児童・生徒数一覧」関連）

- ・言語学級の利用児童・生徒数が多い状況である。言語学級には、知的障害や合併障害を持っている子が通級しているケースがあり、その子にとって相応の学級が言語学級であるのか精査が必要である。
- ・教室スペース確保の面から、学級の計画的な設置が難しい状況であることは理解できる。
- ・区立の肢体不自由特別支援学級の設置はなく、区立小中学校に通う肢体不自由の児童生徒については、階段昇降機の設置等の施設改修やバリアフリー化にて個々の状況に応じて対応している。また、学校からの申請により、介助員（学校生活支援員）の配置を行っているが、区全体で在籍する肢体不自由児の正確な人数について把握がされていない。障害の程度は様々ではあるが、在籍人数については確認をしておく必要がある。

（資料 6「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」関連）

- ・2009 年に法律上、特別支援教育が定義された。2012 年にはインクルーシブ教育システム構築に関わる報告がまとまり、幼稚園、保育園から小学校、中学校、そして高等学校への切れ目のない支援体制を構築していくということが全国的な課題となっていることから、今回の検討は重要である。

（資料 10「庁内検討会について」関連）

- ・痰の吸引については、実施者については慎重に検討するべきではあるが、看護師のみではなく、教職員にも実施してもらおう体制をとってみたいかがか。ただし、教職員が実施研修を受講しても特定の子のみが対象となる。ケアに際しては保護者の協力も重要である。
- ・くれぐれも事故のないように細心の注意をはらってほしい。事故を起こしてしまうと、その後の対応に重大な影響がでてしまう。
- ・主治医との連携は重要である。緊急時の搬送先、搬送先で対応できない時の 3 次受入れ体制の確保も必要である。
- ・難病児の取り扱いについても検討が必要ではなかろうか。

- ・医療的ケアを行う場所の検証も必要である。(温湿度の管理など)都立の肢体不自由特別支援学校における教室の環境管理の方法等も参考にするとよい。
- ・看護師時給をせめて特別支援学校(1,800円)並みにすることが必要ではなかろうか。
- ・就学前児童の医療的ケアを、区としてどのように実施していくのかについての検討も必要。
- ・医療的ケア分科会での議論を、痰の吸引、経管栄養、導尿の3点に限っている点については、文部科学省や厚生労働省における検討の中身からすると少し足りないのではないか。対応できる場合を予め限定して議論するのではなく、例えば酸素吸入を本人が対応できる場合なども課題として検討しておくべきである。
- ・学校教育法施行令の改正により、保護者の意向を尊重して就学先を決定していく仕組みに改められた。このことにより、重度障害児について特別支援学校ではなく区立の学校への入学を希望する例が増えているが、児童本人が最も可能性を伸ばすことができる教育環境を選択することが大切である。就学先の選択にあたっては、児童の利益が損なわれることのないよう就学指導委員会、就学相談の実施をお願いしたい。

(資料11「練馬区立小学校における痰の吸引について」関連)

- ・両児について、体調面の記録や介助方法等、状況の把握が必要である。

(資料12「練馬区立施設での障害児の受入れについて」関連)

- ・記載されている受入れ基準の表現は気になるところがある。障害者差別解消法の関係から、受入れ基準は慎重に決めることが必要である。(例:「集団保育が可能な児童・生徒」など)